

資料1

○大崎市行政改革推進委員会設置規則

平成20年3月31日

規則第16号

改正 平成26年5月23日規則第33号

(設置)

第1条 簡素で効率的な行政運営のための方針等の策定及び推進について、市民の提言を受けることを目的に、大崎市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政改革に係る方針の策定及び推進に関し、意見を述べること。
- (2) 行財政改革実現のための各種計画策定及び実施に関し、意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政改革の取り組みに関し、意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、市政に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(平26規則33・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26規則33・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を処理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月23日規則第33号)

この規則は、平成26年6月1日から施行する。